

◎新潟県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 吉田弥彦線
- 2 供用開始の区間
西蒲原郡弥彦村大字矢作字半反田598番2から同郡同村大字中山字堤内286番8まで
- 3 供用開始の期日 令和7年7月25日